

令和 8 年

飯盛霊園組合議会 7 月定例会会議録

開 会 令和 8 年 7 月 29 日

閉 会 同 日

飯盛霊園組合

飯盛霊園組合議会定例会（7月）会議録

○ 令和8年7月29日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員	由 井 龍一郎	2 番 議員	寺 嶋 美 和
3 番 議員	山 口 たくや	4 番 議員	服 部 浩 之
		副 議 長	
5 番 議員	吉 田 涼 子	6 番 議員	坂 本 勇 基
議 長			
7 番 議員	大 西 康 弘	8 番 議員	滝 井 稔 元
9 番 議員	内 海 武 寿	10 番 議員	北 村 哲 夫
11 番 議員	みずおち康一郎	12 番 議員	中 村 晴 樹

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 銭谷 翔

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	瀬野 憲一	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	逢坂 伸子	副管理者 四條畷市副市長	藤岡 靖幸
事務局長	大塚 幸秀	次長兼施設課長	清水 鉄也
次長	奥林 学	総務課長	中川 誉士
管理課長	森井 規仁		

○ 事務局出席者次のとおり

総務課参事	乾口 大吾	総務課参事兼課長補佐	梅本 光
総務課課長補佐	植村 静香	施設課課長補佐	香川 英則

○ 議事日程次のとおり

日程第1	仮議席の指定
日程第2	会期について
日程第3 選第1号	議長の選挙
日程第4	議席の指定
日程第5 選第2号	副議長の選挙
日程第6 選任同意第2号	監査委員の選任について
日程第7 報告第1号	専決処分の報告について
日程第8 議案第7号	飯盛霊園組合行政手続条例の一部を改正する条例案
日程第9 議案第8号	やすらぎの森樹木葬墓所整備工事請負契約の締結について

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課課長補佐	植村 静香
---------	-------

○吉田涼子副議長 これより組合議会定例会を開会いたします。

私、副議長の職務を務めさせていただいております四條畷市の吉田でございます。

この度、大東市で行われました組合派遣議員改選の結果、本組合の議会議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

御挨拶に先立ち、昨日、熊本県において最大震度7を観測する大規模な地震が発生し、死傷者はじめ、甚大な被害が生じているとの報道に接し心を痛めております。

この災害によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

一日も早く状況が落ち着き、被災された皆様の安全が確保されることを心よりお祈り申し上げます。

本日ここに令和8年7月定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多忙にもかかわりませず御出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます、簡単ではございますが開会の御挨拶とかえさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○吉田涼子副議長 管理者。

○銭谷翔管理者 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

初めに7月28日に発生をいたしました令和8年熊本地震におきまして被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、尊い命を失われた方々に対しまして、ここに謹んで哀悼の意を表し心から御冥福をお祈りをいたします。

また、昼夜を分かたず、救命、救助作業に従事する自衛隊の方々、そして警察消防等の皆様、民間関係の復旧作業に当たられている皆様、医療従事者の皆様など、被災者のために汗を流し続けているすべての皆様に感謝を申し上げます。今後1人でも多くの方の御無事が確認されることと、1日も早い被災地の復興を、地域の方々が安心した生活を取り戻せることを心よりお祈り申し上げます。

改めまして、本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、議員各位には、守口市、門真市、大東市議会における役員改選によりまして、本組合議会議員をお願いすることとなりました。

本組合における墓地行政等の適正な運営のため、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会では、議会の構成をはじめ、条例、選任同意などの御審議をお願いすることといたしております。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田涼子副議長 これより本日の会議を開きます。時に午前10時5分

未だ見えざる議員は、遅刻届け出済みの中村議員であります。現在出席議員数は11名であります。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。滝井稔元議員、北村哲夫議員にお願い申し上げます。
これより議事に入ります。直ちに日程に入ります。

それでは、まず、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、副議長において指定いたします。

現在の席をもちまして仮議席とし、ただいま配布させております仮議席表をもちまして、その発表にかえさせていただきます。

次に移ります。

日程第2、会期についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子副議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第3、選第1号、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることにいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子副議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選と決しました。

それでは、私から指名をいたします。

議長には、私、吉田涼子を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの被指名人をもって、

当選人と決することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子副議長 異議なしと認めます。

よって、議長には 私、吉田涼子が当選人と決しました。

引き続き、就任の御挨拶をさせていただきます。

○吉田涼子議長 一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の温かい御支持を賜りまして、本組合議会の議長に就任いたしました。かくなる上は、皆様方の御指導、御鞭撻をいただき、本組合議会の円滑な議会運営に誠心誠意、努力してまいる決意でございます。

皆様方におかれましては、どうか、今後とも、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、引き続き議事を行います。

日程第4、議席の指定を行います。

各議員の議席は、現在御着席の番号をもって指定し、ただいま配布させております議席表をもちましてその発表にかえさせていただきます。

引き続き日程に入ります。

この際、お諮りいたします。

日程を追加し、日程第5、選第2号として直ちに副議長の選挙を行います。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田涼子議長 異議なしと認めます。

よって、日程第5、選第2号、副議長の選挙を行います。

なお、すでに定めた日程は繰り下がります。追加日程等を配布させます。

それでは、ただ今より、日程第5、選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、指名推選によることとし議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田涼子議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選と決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。

副議長には、服部浩之議員を御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただ今の被指名人をもって当選人と決することに、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田涼子議長 異議なしと認めます。

よって、副議長には、服部浩之議員が当選人と決しました。

それでは、これより御挨拶を受けることといたします。

○服部浩之議員 議長。

○吉田涼子議長 服部議員。

○服部浩之副議長 一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙によりまして本組合議会の副議長に就任させていただくこととなりました。組合の発展のため、誠心誠意、努力をしてまいる所存でございます。

皆様方におかれましては、今後とも、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが就任の御挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○吉田涼子議長 副議長の挨拶が終わりました。引き続き議事を行います。

次に移ります。

日程第6、選任同意第2号、監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、申し上げます。

地方自治法第117条の規定により内海議員の退場を願うことといたします。

(内海武寿議員 退場)

○吉田涼子議長 議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○銭谷翔管理者 議長。

○吉田涼子議長 管理者。

○銭谷翔管理者 選任同意第2号につきまして御説明申し上げます。

監査委員の選任についてでございますが、議会の議員の皆様の中から委員をお願いするものでございます。

つきましては、内海武寿議員を適任と認め、選任いたしたく存じますので、よろしく御同意を賜

りますようお願いを申し上げます。

○吉田涼子議長 これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより選任同意第2号を採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決しました。

それでは、内海議員の入場をお願いいたします。

（内海武寿議員入場）

○吉田涼子議長 この際、内海議員に申し上げます。

本件につきましては、ただいま審議の結果、同意することに決しました。

次に移ります。

日程第7、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○吉田涼子議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の5ページをご覧ください。

報告第1号、専決第1号、令和8年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

本補正予算は、6月26日の豪雨により発生いたしました災害に関する復旧関連予算であり、被害拡大の防止等の観点から早期に復旧する必要があることから、管理者において7月10日に専決処分させていただいたものでございます。

7ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,433万2,000円と定めるもので、その内訳につきましては8ページの第1表、歳入歳出予算補正にてお示ししておりますとおりでございます。

7ページにお戻りをいただきまして、次に第2条におきましては、地方債の補正に関して定めており、その具体的内容は第2表、地方債補正にてお示ししておりますので9ページをご覧ください。

災害復旧債を追加するもので、災害復旧工事に係る調査設計業務委託費1,600万円につきまして、その起債充当率100パーセントに当たる1,600万円を限度に起債するものとなっております。その他、起債の方法等はこちらに記載のとおりでございます。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので13ページの歳出をご覧ください。

2款、2項、1目、14節の工事請負費におきまして、280万円を減額しようとするものでございます。これは、本補正予算の財源の一部に充てるため事業費の確定に伴う不用額の整理を行うものでございます。

次に、3款、1項、1目の災害復旧費におきまして、今回の災害復旧に係る予算を計上しようとするもので、12節、委託料においては災害復旧工事調査設計業務委託として1,600万円を、14節、工事請負費においては災害応急対策工事として280万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので12ページをご覧ください。

8款、1項、2目、1節の災害復旧債におきまして1,600万円を計上しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、報告第1号、専決第1号、令和8年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）の報告とさせていただきます。

よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。

○吉田涼子議長 これより質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 討論なしと認めます。よって討論は終結いたしました。

これより報告1号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

日程第8、議案第7号、飯盛霊園組合行政手続条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○吉田涼子議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の15ページをご覧ください。

議案第7号、飯盛霊園組合行政手続条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案はデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、令和8年5月21日に行政手続法の一部が改正された趣旨を踏まえ、所在が判明しない者に対する聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示方法のデジタル化を図るとともに、現行の条例の規定に関する所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、現行の条例の規定に関する所要の改正を除き、改正内容を御説明いたしますので16ページから22ページまでを御参照ください。

まず、17ページから記載の第15条においては、もともと第3項において規定しておりました所在が判明しない不利益処分の名宛人となるべき者に対する公示方法による聴聞に関する通知等の具体につきましては、新たに加える第4項において規定することとしております。

この第4項では、従前の掲示場への掲示による公示については、事務所に設置したパソコンでの画面表示による方法でも公示できること、また、これらに加えて、ホームページ等のインターネット上での閲覧を想定した規則で定める方法により公示を行うことなどを定めております。

次に、第16条、第22条及び第29条につきましては、先ほどの第15条の改正内容を準用等すべく、引用条項の移動や文言整理などの所要の改正を行うものでございます。

次に、附則についてですが、第1項において、この条例を公布の日から施行するものとしております。

また、第2項では、改正後の第15条第3項及び第4項の規定の適用に関する経過措置について定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第7号、飯盛霊園組合行政手続条例の一部を改正する条

例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決いただきますようお願い申し上げます。

○吉田涼子議長 これより質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 討論なしと認めます。よって討論は終結いたしました。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第9、議案第8号、やすらぎの森樹木葬墓所整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○吉田涼子議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の23ページ及び24ページをご覧ください。

議案第8号、やすらぎの森樹木葬墓所整備工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

まず、契約の相手方は辰己建設株式会社となります。

次に、契約金額は1億7,562万6,000円で、契約対象といたしましては施工場所及び工事概要に記載のとおりでございます。

工事期間につきましては、議決の日の翌日から令和10年2月25日までとしております。

最後に、契約方法につきましては、条件付き一般競争入札により令和8年7月13日に仮契約を締結させていただいたところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号、やすらぎの森樹木葬墓所整備工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○吉田涼子議長 これより質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田涼子議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより一般質問に入ります。

通告に従い、内海議員からこれを受けることといたします。

○内海武寿議員 議長。

○吉田涼子議長 9 番、内海議員。

○内海武寿議員 通告しておりますので、墓所の料金改定について、順次、質問させていただきたいと思います。

霊園だよりの第 35 号に令和 8 年 10 月 1 日、また、令和 9 年 4 月 1 日から、それぞれ料金等の改定を行うと記載されております。物価高騰や人件費の上昇、施設の老朽化などにより、料金の一定の見直しがあることは重々理解しております。その上で、それぞれの改定内容と理由を改めてお伺いいたします。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○吉田涼子議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 まず、今回、料金等を改定した理由についてお答えいたします。

今回の改定は、供用開始から 50 年以上が経過し、墓所需要の変化や維持管理費用の増加に加え、近年の物価高騰など霊園を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり安定した管理運営とサービス提供を継続するため実施するものでございます。

次に、具体的な改定内容についてお答えいたします。

令和 8 年 10 月 1 日からは、合葬式墓所虹の丘の使用料、承継、埋蔵及び再交付に係る手数料、並びに墓所工事に係る臨時使用料をそれぞれ増額いたします。なお、返還墓所の再活用を促進するため、返還墓所の永代使用料については従来の 7 割に減額いたします。

また、令和 9 年 4 月 1 日からは、一般墓所及び壁型墓所の維持費を 1 平方メートル当たり年額 2,546 円から 2,800 円に増額するとともに、芝生墓所の維持費を 4,072 円から 4,500 円に増額いたします。加えて、墓所返還時の永代使用料の還付につきましては、還付対象となる使用経過年数の上限を 20 年に設定いたします。

○内海武寿議員 議長。

○吉田涼子議長 内海議員。

○内海武寿議員 改定料金の算出根拠と増額による収支の見通しについてお伺いいたします。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○吉田涼子議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 まず、改定料金等の算出根拠についてお答えいたします。

今回の改定に当たりましては、当組合の決算状況、物価動向、維持管理経費の推移、各手続に要する事務経費及び近隣墓地の料金水準等を総合的に勘案し改定額の検討を行いました。

その上で令和 6 年度に公益社団法人全日本墓園協会へ霊園使用料等調査検討業務を委託し、専門的な見地から改定額の妥当性について検証を行っていただいた結果、全体として適切であるとの評価を得ております。

なお、主な算出根拠といたしましては、合葬式墓所の使用料につきましては、供用開始以降の物価変動、手数料及び臨時使用料につきましては、実際の人件費等の事務経費を根拠としております。

また、維持費につきましては、直近 5 年間の維持管理経費を基に算出した結果、一般墓所及び壁型墓所では 1 平方メートル当たり 2,962 円、芝生墓所では 4,735 円と試算いたしました。しかしながら、昭和 55 年までの永代維持費制度による墓所が一定数存在していることから、現在も維持費を御負担いただいている使用者との公平性にも配慮し、墓所返還時の還付制度の見直しによる収支改善を反映することで、最終的な改定額をそれぞれ 2,800 円及び 4,500 円に抑えております。

次に、今後の収支の見通しについてお答えいたします。

今回の改定により、維持費及び合葬式墓所使用料等の改定による収入の確保に加え、還付制度の

見直しによる支出の抑制を見込んでおります。一方で、霊園整備基金につきましては、今後予定しております施設整備や維持管理への活用により、今回の使用料等の改定を行った場合におきましても、基金残高は今後減少していく見込みでございます。

今回の改定はそのような状況を踏まえ、基金を計画的かつ有効に活用しながらその減少をできる限り抑制し、将来にわたり安定した霊園運営を継続していくことを目的とするものでございます。

○内海武寿議員 議長。

○吉田涼子議長 内海議員。

○内海武寿議員 利用される市民の皆様にとっては、負担増となることから、十分な理解を得ることが重要であると考えております。周知範囲と周知方法や負担軽減の措置はあるのか伺いたします。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○吉田涼子議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 まず、周知に関してお答えいたします。

今回の使用料等の改定は、既存の墓所使用者にも影響することから、改定内容とその理由を丁寧にお知らせし、十分な周知期間を設けることが重要であると考えております。

そのため今回の改定は、改定日を2段階に分けております。

具体的には、合葬式墓所使用料、手数料及び臨時使用料は令和8年10月1日から改定し、既存の墓所使用者に影響の大きい維持費及び還付制度につきましては、さらに十分な周知期間を確保するため、令和9年4月1日から改定することとしております。

周知範囲及び周知方法につきましては、令和8年7月上旬に発行した霊園だよりを既存の墓所使用者へ個別に送付するとともに、組合窓口での案内に加え、組合ホームページ及び関係4市の広報媒体を通じて広く周知を図っております。また、電話や窓口でのお問合せに対しては、職員が統一した説明を行えるよう想定問答を作成し丁寧な対応に努めております。

次に、負担軽減措置についてお答えいたします。

今回の改定において特別な負担軽減措置を設けるものではございませんが、既存の墓所使用者に影響の大きい維持費に関しましては、物価高騰等の影響を大きく受けた直近3年間ではなく、直近5年間の維持管理経費を基に算出するとともに、さらに還付制度の見直しによる収支改善を反映することで値上げ幅を抑えております。また、維持費につきましては、引き続き3年分又は20年分の前納を選択できる制度としているところでございます。

○内海武寿議員 議長。

○吉田涼子議長 内海議員。

○内海武寿議員 市民負担をお願いする以上、組合としても経営努力を継続することが重要であると考えております。今後の指定管理者との連携や業務の効率化、経費削減など、持続可能な霊園運営に向けた今後の取組について伺います。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○吉田涼子議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 持続可能な霊園運営に向けた取組についてお答えいたします。

組合といたしましても、料金改定だけに頼ることなく、更なる業務の効率化や経費の適正化に継続して取り組む必要があると考えております。

まず、現在、事業者を公募しております、飯盛霊園の指定管理者制度の導入に当たりましては、民間事業者の専門的な知識やノウハウを活用し、利用者サービスの向上と効果的かつ効率的な管理

運営を図ることとしており、附帯業務としての供花販売等に加え、自主事業において指定管理者が得られる収益の活用による収支改善等にも期待しているところでございます。また、組合が直接行う墓地管理業務につきましても、システムの活用や事務手順の見直しにより、更なる事務処理の効率化を図るとともに、委託業務の内容や仕様、契約方法についても継続的に点検し、必要な管理水準を確保しながら経費の適正化に努めてまいります。併せて、返還墓所の利用を促進し、空き墓所の管理負担の軽減と使用料等の収入確保を図るとともに、近年の自然回帰志向や期限付墓所のニーズにも応える新規形態墓所として令和10年度の供用開始を目指しております、仮称、合葬墓のやすらぎの森樹木葬墓所の整備等を確実に進めることで収入確保を図ってまいります。また、使用料等につきましては、おおむね5年ごとを目安に検証を行い、社会経済情勢や霊園を取り巻く環境の変化を踏まえながら、将来にわたり持続可能な霊園運営に努めてまいります。

○内海武寿議員 議長。

○吉田涼子議長 内海議員。

○内海武寿議員 御答弁ありがとうございました。今の答弁を受けまして最後に要望を申し上げたいと思います。今回の答弁では、料金改定の必要性や算出根拠、周知方法、更には今後の持続可能な霊園運営に向けた考え方について、一定、理解することができました。しかしながら今回の改定は、長年にわたり飯盛霊園を利用されている使用者の皆様にとって、維持費の負担増や、各制度の見直しなど使用者に直接影響する内容となっております。物価高騰が続く中での改定であることから、使用者の不安や疑問に寄り添った丁寧で分かりやすい説明と相談対応を引き続きお願いしたいと思います。また、料金改定だけに頼るのではなく、指定管理者制度の導入や業務の効率化、返還墓所の有効活用、また、新たな樹木葬墓所の整備など答弁で示された経営改善策を着実に進めていただき、経費の適正化とサービス向上の両方を図っていただきたいと思います。さらに先ほどありました今後5年ごとの料金検証をしていくってことにつきましては、社会経済情勢や利用者ニーズを十分に踏まえて、収支状況や基金の活用状況についても、透明性の高い情報公開を行い、利用者の理解と信頼を得ながら運営を進めていただくことを強く要望し質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○吉田涼子議長 それでは、内海議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本年度の行政視察につきましては、視察先、日程等の調整がつき次第、霊園事業、火葬場事業、又は公園事業の管理運営状況調査のため議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田涼子議長 異議なしと認めます。

よって、行政視察は調整のうえ議員を派遣することと決しました。

以上で本定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○吉田涼子議長 管理者。

○銭谷翔管理者 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、新しく正副議長が御就任をされ新たな議会構成が定まりましたことは、誠に御同慶に存ずるところでございます。

また、提出いたしました事件について御審議をお願いしましたところ、いずれも御決定を賜り厚

くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○吉田涼子議長 続きまして閉会に当たり私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始、慎重なる審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。

最後に、皆様におかれましては、一層の御自愛と御健勝を祈念いたしまして、誠に簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。

どうも御苦勞様でございました。ありがとうございました。時に午前10時40分